

アスベスト対策ニュース

2024年7月22日発行

発行元 新潟地区労連・阿賀地区労連・建交労新潟県本部・いの健新潟センター

新潟市では、昨年10月に西蒲区七浦保育園でアスベスト飛散事故がありました。新潟市では2006年以前に建設された市の施設については2013年度までに除去工事を行ったとしていましたが、七浦保育園は調査が漏れていたことが判明し、その後市民の出入りのある場所を対象に調査を行い、新たに7施設で吹付アスベストが使用されていたことが確認されたと報道がありました。

市民の安全・健康にとって大きな問題であるのに、マスコミの取り上げ方は小さく市民に広く知られていないことは問題です。そこで新潟地区労連を中心に関係4団体が共同して新潟市に申し入れを行い、新潟市環境部環境対策課と懇談を行いました。

懇談日時 2024年7月18日

出席者 新潟地区労連 坂井議長・金澤事務局長、阿賀地区労連 杉崎議長

建交労新潟県本部 永島執行委員長、富井書記長

新潟市 新潟市環境部環境対策室 田辺課長、同 小池課長補佐

懇談の内容（主な点）

（1）西蒲区七浦保育園の件

経過：2023年10月24日遊戯室の天井の蛍光管交換を業者に発注。高所であるため業者に依頼したが、単純な作業のため、天井板の建材などの事前調査は必要なしと判断した。工事終了後、職員が白い粉状の物質が落下しているのを発見。園長が西蒲区役所に相談。手元資料では天井仕上げ材の確認ができなかったため、分析調査を行ったところ、アスベスト含有が発覚。同時に園内の空気環境測定を実施し、飛散は無かった。

その後の対応：代替場所で保育実施。天井板は2023年3月末までに撤去した。

（2）市有施設における吹付アスベスト等の調査について

経過：七浦保育園は、2013年度までに終了していたはずの市のアスベスト対策からは漏れていたことを重く受け止め、建設が2006年以前の市有施設1,759か所を調査した。調査方法と手順を示してしっかりと行った。（設計図書で不使用を確認し、確認できなかった場合は目視で調査した。）

その結果7施設でアスベスト含有建材の使用が認められた。（山の下まちづくりセンター（東区）▽小須戸体育館（秋葉区）▽新津B&G海洋センター（同）▽月潟出張所（南区）▽鷲巻地域生活センター（同）▽木場農村集落多目的[共同利用施設](#)（西区）▽坂井輪地区公民館（同）。）

対応：2024年予算で全施設で除去工事を行う。いずれの吹き付け材もバーミキュライト（比較的危険度は低いとされている。建築基準法では除去までは求められていない。）であるが、市民の安全を考慮し、また以前の新潟市の対応も除去であったため。

工事終了後までアスベスト使用材のある個所の使用を中止。または注意喚起の掲示を

行う。近隣住民への説明は（屋内であるため）行っていない

（３）2013 年までに対策が済んでいる施設の老朽化に伴う危険性への対応について

＊使用施設での対策は露出部分については、封じ込めではなく除去してある。しかし露出していないもの（ボードやパネルなど）については危険性が低いといっても、老朽化に伴い施設の保全が課題になってくる。教育委員会で情報共有していきたい。

（４）建設業アスベスト給付金制度については新潟市では把握していない。

石綿被害救済制度（環境保全機構）については、保健所が窓口になっているので、保健所ではポスター掲示などしているとのこと。

（５）多くの市民が救済制度から漏れている実態について

＊この項目に関しては、実態を教えてほしいという質問があり、富井建交労県本部書記長より、自身旧国鉄・JR にて 40 年間機関手として勤務してきてアスベスト肺に罹患してしまった事などを話し、またいの健と建交労が行った相談会での相談者の事例を説明した。市側より「勉強になりました」とのお礼の言葉があった。

（７）質疑

＊市の施設の設計図書の保管状況は一括管理しているのか？

⇒所轄課ごとに保管している。七浦保育園の建設は昭和 56 年。設計図書は不明。

＊七浦保育園の事例では、園長からの問い合わせがなければ判明していなかったということか？

⇒その通り、最近は保育園でもアスベストについての関心が高まっている、園児の安全に関することなので。

懇談を終えての感想など

●七浦保育園での「白い粉」飛散についての現場からの問い合わせがなければ、他施設での使用状況や除去工事もなかったわけで、現場での気づきや啓蒙が大切と改めて思った。担当課としての対応は良かったと思われる。

●実際の被災実態や啓蒙活動の必要性については、当局も深くは理解していないと感じた。

●今後、じん肺キャラバンでもこうした内容の懇談ができれば良いと思う。

●2023 年 10 月より、増改築工事（エアコン取付工事なども含む）の石綿事前調査および対策工事が義務付けられている。今のところ施主負担であるが、エアコン取付など避けて通れない工事にも施主負担が発生する。そもそも、輸入や使用を推進してきた国と建材メーカーの責任は重大であるため、費用負担についての補助制度など要求していく必要があるのではないか。

アスベストとは、耐火性・耐熱性・絶縁性に優れ、加工しやすい**繊維状の金属**で、直径 0.02 μm ～0.08 μm （ヒトの毛髪の 2000 分の 1 太さ）であるため、拡散性は花粉と同じと言われているし、いったん地面に落下してもすぐ再拡散します。加工しやすく安価であるため、日本では 1970 年から 90 年にかけて年間約 30 万トンという大量の石綿が輸入され、建築資材や造船所・列車・車のブレーキ等に使用されていました。しかし深刻な健康被害が明らかになり（肺がん・中皮腫等）2006 年以降の建設物には使用が禁止されました。今後老朽化した建物の解体がピークを迎え、健康被害の広がりが心配されています。（完全に製造が禁止されたのは 2012 年）アスベスト被害は発症まで、20 年～30 年以上の潜伏期間があり、在職中の健康診断で「異常なし」とされても安心できません。また工場近隣の住民や思いがけない被害（テニス教室のインストラクターが壁打ちで飛散したアスベストを吸い込んで発症、交通量の多い道路に面した住宅の住民が中皮腫に）もあります。

アスベスト対策は多岐にわたり、救済法も整備されてきてはいますが、輸入を推進し使用をしてきた国と建材メーカーの責任は重大だと言わざるを得ません。

吹付アスベスト等とは

天井・壁などに吹き付けて露出しているものだが、以下の種類がある。

①吹付石綿 ②石綿含有吹付ロックウール

* 以上は建築基準法規制対象で、除去が求められている

③石綿含有吹付バーミキュライト（ひる石）

④石綿含有吹付バーライト

* ③④法律上は撤去は求められてはいないが、解体等工事時に対策を要するとされている。

* 今回新潟市施設で確認されたのは、③石綿含有吹付バーミキュライト（ひる石）

石綿（アスベスト）被害の救済制度

①労働災害保険による救済

⇒職業によるばく露が原因

②石綿健康被害救済制度による救済

⇒労災の対象にならない人で、石綿が原因と思われる疾病に罹患した人が対象

③建設アスベスト給付金制度

⇒労災保険に加入していない「一人親方」も含め建設業など（大工・左官・電気工事・サッシ工事・清掃・エレベーター設置等）に従事していた人が対象。